

高浜町 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

概

要

版



令和6年3月

高浜町

計画策定の背景と趣旨

わが国では 2016 年（平成 28 年）4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（2021 年（令和 3 年）6 月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなど障がい福祉に関する法整備が進められており、「障害者基本法」に基づく「第 5 次障害者基本計画」が 2023 年度（令和 5 年度）から 5 年間の計画として示されています。また、2018 年（平成 30 年）6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、2019 年（令和元年）6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境および施策は大きく変化しています。

高浜町（以下、「本町」という。）では、前回計画として 2021 年（令和 3 年）3 月に「高浜町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」（2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度）の 3 年間）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度計画改定年度を迎え、障がいのある人に対するアンケート結果や障がいのある人を取り巻く課題を踏まえて、「高浜町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



計画の概要

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
内容	障害福祉サービス等の見込みと その確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制と その確保策を定める計画

(1) 障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

(2) 障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定いたします。

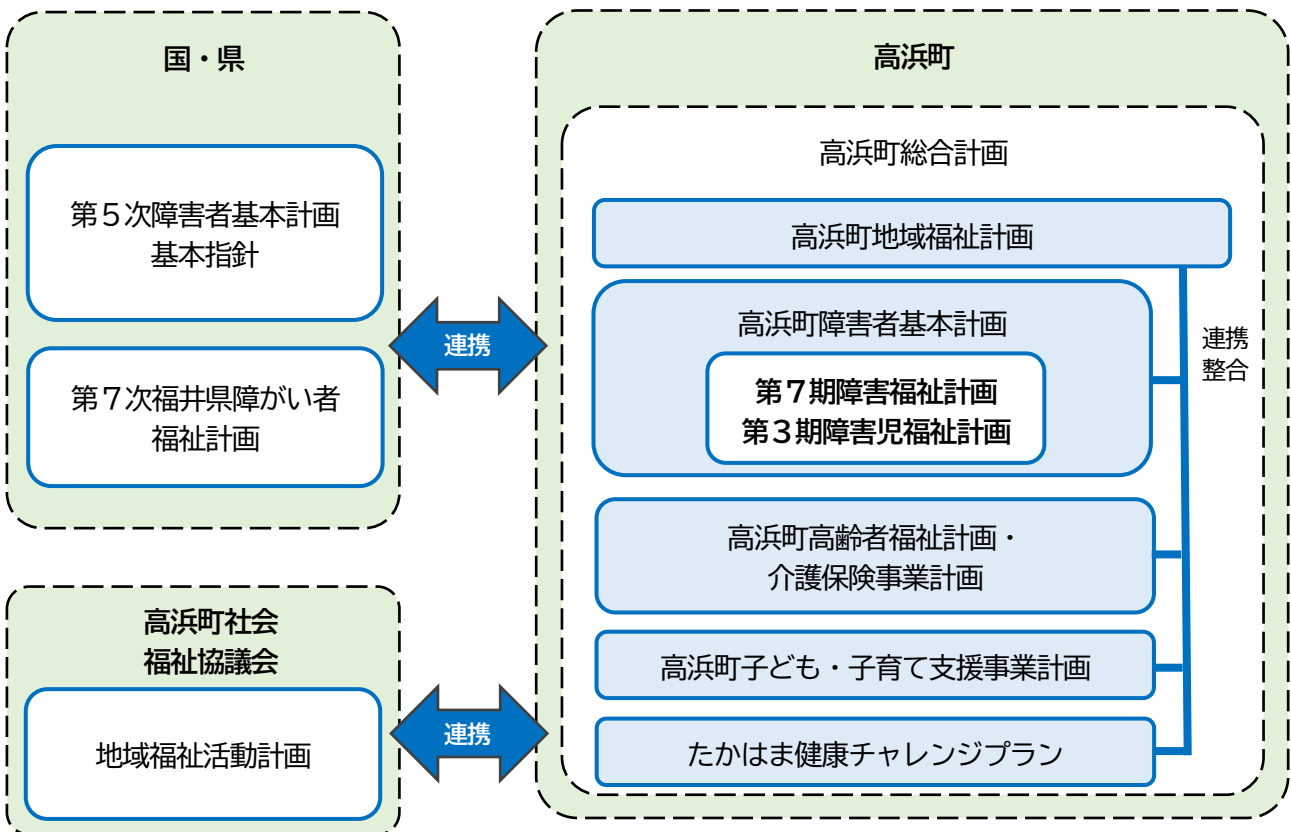
計画の期間

本計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障害者基本計画	障害者基本計画					
障害福祉計画	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

計画の位置づけ

本計画は、国が定める根拠法および計画に基づくとともに、本町のまちづくりの方針である「高浜町総合計画」を上位計画とし、「高浜町障害者基本計画」をはじめ、関連する福祉分野の計画である「高浜町地域福祉計画」「高浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「高浜町子ども・子育て支援事業計画」「たかはま健康チャレンジプラン」との整合性を保ち策定します。



基本理念

障害者基本法の基本的な考え方である以下の基本理念および基本目標を本計画においても継承し、障がい者福祉施策のより一層の充実に取り組んでいきます。

【基本理念】

「ノーマライゼーション※」およびその実現を支える「ソーシャル・インクルージョン※」の理念のもと、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支えあいながら、一人ひとりが地域社会の一員として心豊かに暮らすことができる共生のまちをめざします。

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活とともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

※ソーシャル・インクルージョン…社会的包含、自立生活上何らかの支援を必要としている人々を、社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方

基本目標

障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する多様な支援の充実に努め、心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまちをめざします。

【基本目標】

心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな
障がい福祉のまち



基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出等の日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進等、サービス提供基盤の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援等、社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。

(3) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実を図ります。

(4) 地域生活移行の推進

障がいのある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）については、増加するニーズに対応するため、支援体制の充実および他サービスとの連携を含めた提供体制を推進します。

また、地域における生活に移行し、安定的な生活を送ることができるよう、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の充実を図ります。さらには、圏域での取り組みとして、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を図ります。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置）について、医療的ケアを必要とする子どもへの支援事業と併せて、高浜町こども家庭センターkurumu や保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(6) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

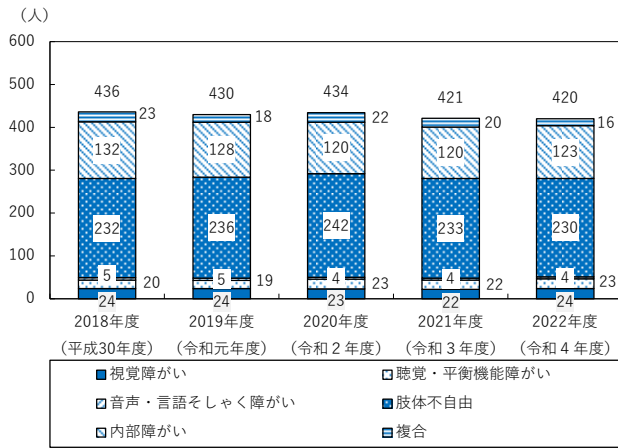
(7) 依存症対策の推進

アルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解および偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等およびその家族に対する支援を行います。

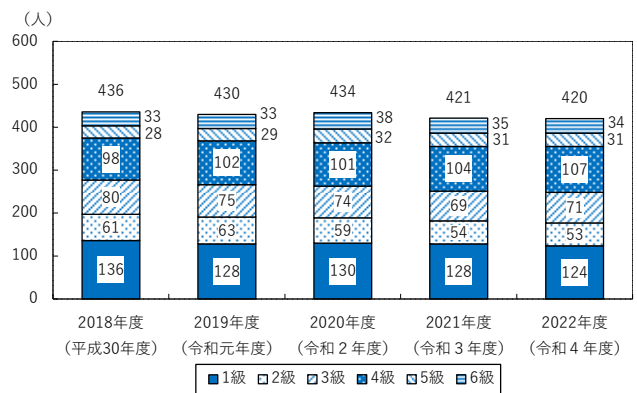
障がいのある人を取り巻く現状

本町においては、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっています。一方で療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。特別支援学級・特別支援学校の在籍者数については、小学生は減少傾向となっており、中学生は増加傾向となっています。

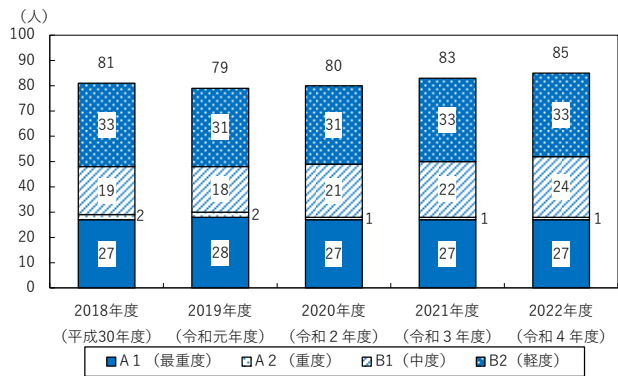
身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）



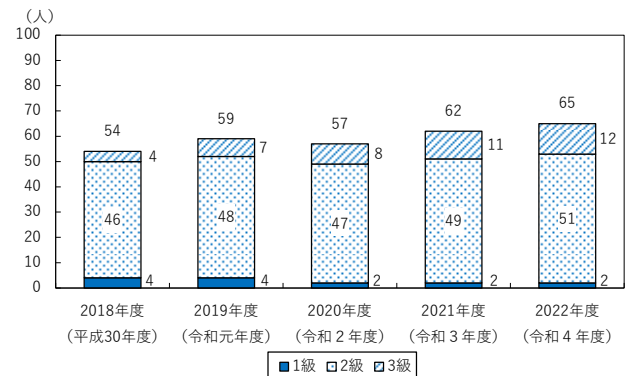
身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



療育手帳所持者数の推移（等級別）

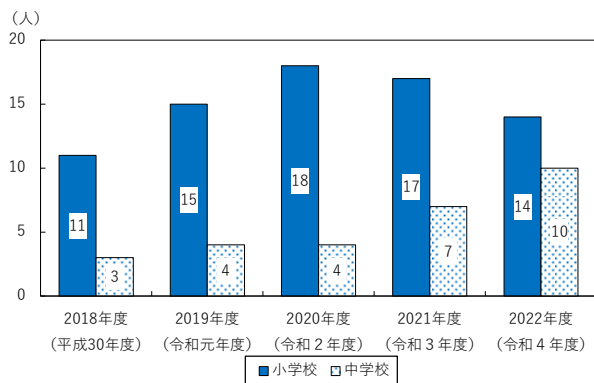


精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



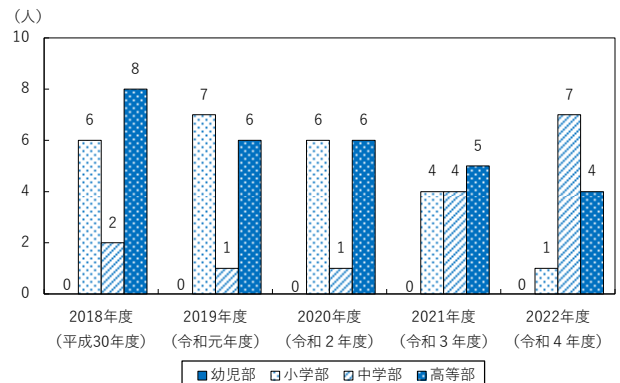
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

特別支援学級の在籍者数の推移



資料：高浜町教育委員会（各年度3月末現在）

特別支援学校の在籍者数の推移



資料：福井県嶺南西特別支援学校（各年度3月末現在）

2026年度（令和8年度）の数値目標【第7期障害福祉計画】

指標	2026年度 (令和8年度) 目標
(1) 福祉施設入所者数の地域生活への移行	
施設入所者の地域生活への移行者数	2人
施設入所者数	19人
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	実施
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
地域生活支援拠点等の整備数	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	実施
コーディネーターの配置	検討
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備	検討
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者	4人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	2人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	1人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	1人
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	無※2
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	無※3
就労定着支援事業の就労定着率	無※3
(5) 相談支援体制の充実・強化等	
基幹相談支援センターの設置	設置
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（回数/年）	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成への支援を実施（件数/年）	実施
基幹相談支援センターを中心に地域の相談機関との連携強化の取組の実施（回数/年）	実施
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	1人
障害自立支援審査支払システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1回

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 町内に就労移行支援事業所がないため、目標設定は難しいと判断

※3 嶺南地域に就労定着支援事業所がないため、目標設定は難しいと判断

2026年度（令和8年度）の数値目標【第3期障害児福祉計画】

指標	2026年度 (令和8年度) 目標
障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等	
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の充実	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	1人



障害福祉サービスの見込量

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
訪問系サービス				
居宅介護	時間/月	76	76	76
	人/月	11	11	11
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
日中活動系サービス				
生活介護	人日/月	695	714	734
	人/月	36	37	38
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	17	17	17
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	43	43	64
	人/月	2	2	3
就労継続支援 (A型)	人日/月	214	214	214
	人/月	10	10	10
就労継続支援 (B型)	人日/月	339	353	386
	人/月	20	22	24
就労定着支援	人/月	0	0	0
就労選択支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	19	26	33
	人/月	3	4	5
居住系サービス				
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	14	14
施設入所支援	人/月	20	20	19
自立生活援助	人/月	0	0	0
相談支援				
計画相談支援	人/月	26	28	30
地域移行支援	人/月	1	1	2
地域定着支援	人/月	1	1	1
地域生活支援事業				
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援 事業	実施の有無	無	無	有
障害者相談支援 事業	か所	2	2	2
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
地域生活支援事業				
基幹相談支援 センター等 市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援 事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	1
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無
意思疎通支援 事業	人/年	0	0	1
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	0	0	1
介護・訓練支援 用具	件/年	1	1	1
自立生活支援 用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援 用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通 支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援 用具	件/年	215	215	215
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1
移動支援事業	時間/年	70	70	70
	人/年	2	2	2
基底的・機能 強化事業	か所	1	1	1
	人/年	1	1	1
訪問入浴 サービス事業	人/年	2	2	2
日中一時支援 事業	人/年	4	4	4



障害児福祉サービスの見込量

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
児童発達支援	人日/月	48	53	60
	人/月	16	18	20
放課後等 デイサービス	人日/月	350	372	395
	人/月	31	33	35
保育所等訪問 支援	人日/月	17	26	34
	人/月	13	15	18
居宅訪問型児童 発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
医療型児童発達 支援	人日/月			
	人/月			
障害児相談支援	人/月	22	26	31

※医療型児童発達支援は、令和6年度より児童発達支援に統合

アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況やニーズ、近年の障がい者福祉施策の動向等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳（身体・療育・精神）保持者 ・ 自立支援医療（精神通院）利用者 ・ 障害児通所サービス受給者 ・ 特別児童扶養手当受給者
配布数	597 件
抽出方法	手帳所持者等全数抽出
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
調査期間	2023年（令和5年）10月2日～10月13日

配布数 A	回収数* B	有効回収数 C	有効回収率 C/A
597	283	283	47.4%

※郵送回収数 265 件、WEB回収数 18 件



ヒアリング調査等の実施

障がい者関係団体1団体を対象に郵送によるアンケート形式で意見を聴取しました。

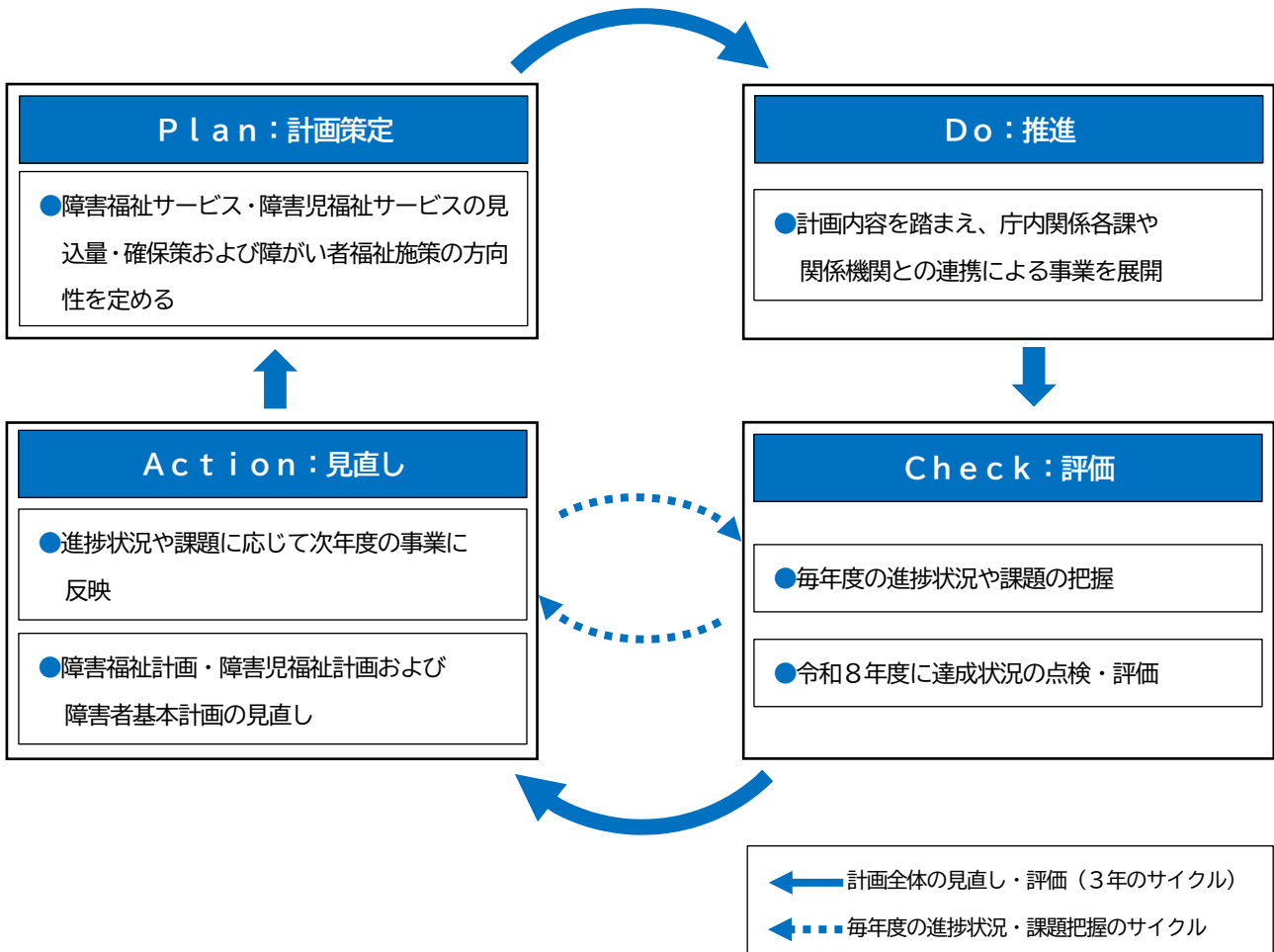
計画の進捗管理と評価

「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検および評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内における各種施策・事業の実施状況の確認や、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図り、必要に応じて次年度以降の事業の実施に反映していきます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会（小浜市・おおい町・高浜町）において、圏域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換や研究等に努めます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画および障害者基本計画が終了する2026年度（令和8年度）には、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの成果目標や活動指標、障がい者福祉施策の基本方針や目標の見直しを行うため、策定委員会および関係各課による調整会議を実施し、次期計画の策定を行います。

■計画の進捗管理（PDCAサイクル）



高浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 概要版

発行：高浜町

発行年月：令和6年3月

編集：高浜町 保健福祉課 TEL：(0770) 72-5887 FAX：(0770) 72-6109

こども未来課 TEL：(0770) 72-6154 FAX：(0770) 50-9041

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68 高浜町保健福祉センター内